

## 用 語 集

### ア行

#### エコ京都 2 1

環境に配慮した取組を行っている事業所を知事が認定・登録する制度です。地球温暖化防止部門（地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでいる事業所等）、循環型社会形成部門（循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出削減に積極的に取り組んでいる事業所等）とエコスタイル部門（地域に密着し、又は創意あふれる環境配慮活動を行っている事業所等）の3部門があります。

#### エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、知事からたい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称です。

認定を受けると、認定対象品目の出荷袋等に全国共通のエコファーマーマークを貼付することができます。（参考：農林水産省資料）

### カ行

#### G A P

農業生産工程管理手法の項目を参照してください。

#### 京都食品表示監視協議会

食品表示行政担当部局や警察本部などの間で情報共有や意見交換を行うことにより連携強化を図るとともに、事業者に対する必要な対応を迅速かつ円滑に実施することを目的として、設置されています。

#### きょうと信頼食品登録制度

府が定める基準（京の食品安全管理プログラム）を満たす水準の品質管理を行い、生産・製造情報を提供できる食品を府が登録し、府民にその情報を提供する制度です。

## 京都府食の安心・安全推進条例

食の安心・安全の確保についての基本理念を明かにするとともに、府、食品関連事業者及び府民が責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康の保護に寄与することを目的として、平成17年12月に制定された条例です。

## 京の食品安全管理プログラム

「食品衛生新5S」(食品工場を清潔に保つため、「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」の手順をルール化したもの)を基本とした、京都府内の食品関連事業者の実態に即した実用的な品質管理システムです。

## 京のブランド産品

京野菜をはじめ農林水産物の中で、優れた品質が保証され、一定の生産量があって市場流通が可能なものを、社団法人京のふるさと産品価格流通安全協会がブランド認証対象品目として24品目を決定しています。それらの品目について、安心・安全と環境に配慮した生産方法への取組等、定められた要件を満たす指定された産地から出荷されるものだけが、ブランドマークを貼られて流通していますが、これを京のブランド産品とといいます。

## 国民生活モニター

かつて物価モニターと呼ばれていましたが、平成13年から現在の名称になりました。消費者の購買態度や意識の把握、国民生活行政に対する意見の把握等のために年4回程度調査が行われています。

## コンプライアンス

「要求・命令などに従うこと、応じること」を示す英語です。法律や規則を守ることを言いますが、社会的規範や倫理までを含める場合もあります。

コンプライアンスに反した食品関連の例としては、食品衛生法、JAS法で義務付けられている表示事項について、偽りの表示をする「食品の偽装表示」などがあります。  
(参考：食品安全委員会資料)

## サ行

### 市町村食育推進計画

食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の規定により、市町村はその区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならないとされていますが、この計画を市町村食育推進計画とといいます。

## J A S 法

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の項目を参照してください。

## 収去検査

食品の安全を確保するために、食品衛生法第28条の規定により、保健所などの職員が販売店などから検査のために必要な量の食品を採取して行う検査のことです。検査の結果、基準に違反する食品については、廃棄や回収などを行うこととなります。

## 飼養衛生管理基準

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、平成16年9月に制定された家畜（牛、豚及び鶏）の所有者が守る必要のある家畜の飼養衛生管理基準で、畜舎の清掃・消毒、野生動物の侵入防止等について規定されています。

## 消費者事故等

消費者安全法（平成21年法律第50号）で規定されています。消費者が商品、サービス等の使用等に伴い、生命又は身体に被害が発生した事故及び虚偽の報告や不当な契約などによって消費者の利益が不当に害される事態のことをいいます。

## 食中毒予防推進強化期間

府では、7月から9月までを「食中毒予防推進強化期間」と定めています。食品の衛生的な取扱い、不良食品の排除、適正な表示の実施等について、府内の大規模食品製造施設をはじめ食品関連事業者に対する監視・指導を強化し、府内で製造・販売又は流通する食品の安心・安全確保を図っています。

## 食に関する指導計画

学校での食育は、子どもたちが「食」について計画的に学ぶことができるよう、給食の時間をはじめ、各教科等における食に関する指導を体系付け、学校教育活動全体を通じて実施することとなります。

学校における食育の推進に当たっては、学校全体や学年ごとの指導目標の設定、各教科等における食に関する指導の年間計画などについて盛り込まれた、食に関する指導計画を策定しています。

## 食品安全基本法

食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的としています。

なお、この法律に基づき、食品健康影響評価（いわゆるリスク評価）を行う機関として、食品安全委員会が内閣府に設置されています。

## 食品安全モニター

消費者の方々に、日常の生活を通じて情報や意見をいただき、食品の安全性の確保に関する施策の的確な推進を図るために食品安全委員会が依頼するものです。食品の安全性に関する一定の知識や経験を有する方を対象に毎年度470名依頼しています。任期は2年です。（出典：食品安全委員会資料）

## 食品衛生監視機動班

食品衛生法に基づいて認証されたHACCP施設、大規模食品製造施設、大規模給食施設等を対象に、重点的・集中的な監視・指導と収去検査を実施するため、複数の保健所の職員で構成する機動的な組織です。

## 食品衛生監視指導計画

食品衛生法第24条の規定により、国が定めた「食品衛生監視指導指針」に基づき各都道府県が毎年度策定する計画です。

この計画により、府民の健康保護を図るための基本的な方向及び具体的な実施方法を定めており、きめ細かな監視・指導を重点的かつ効果的に実施していきます。

## 食品衛生指導員

社団法人京都府食品衛生協会等が行う指導員養成教育の課程を修了した者で、食品衛生協会における活動の中核として、個々の営業施設を指導するなど実践的な活動を行っており、食品関連事業者による自主的な衛生管理体制の確立に大きく貢献しています。

## 食品衛生推進員

社団法人京都府食品衛生協会から社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者について推薦を受けて、食品衛生法第61条第2項の規定により、知事が食品衛生推進員（京の食“安全見張り番”）を委嘱しています。

平成15年度に設置し、食品関連事業者の自主衛生管理を推進するための指導、助言等の活動を行っています。

## 食品衛生法

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とします。

食品、添加物、器具や容器包装の規格基準、表示及び広告等、営業施設の基準またその検査などについて規定しています。（出典：食品安全委員会資料）

## 食品関連事業者

この計画においては、食品に携わっている事業者すべてを指す意味で使用しています。食品製造事業者はもちろん、農林水産業者や流通関係事業者なども含んでいます。

## 食品添加物

食品添加物とは、食品の製造過程において着色、保存等の目的で食品に加えられるものであり、原料として、「ヒトの健康を損なうおそれのない場合」として厚生労働大臣が指定するもの以外は使用が認められていません。食品の安全性を確保するため、食品添加物の成分規格、製造基準、保存基準及び表示基準が設定されています。（参考：食品安全委員会資料）

## 食品表示パトロール

平成21年度から開始した京都府独自の取組です。産地偽装など食品表示に関する事件が多発する中、JAS法、食品衛生法及び不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に関わる職員が合同で店舗に対して巡回調査を実施することにより、違反事実に対率的かつ迅速に対応し、食の安心・安全を確保しようとするものです。

## 食品表示110番

食品表示に対する消費者の関心が高まっていること及び食品の品質表示の一層の適正化を図る観点から、広く人々から不適切な食品の表示に関する情報提供を受けるためのホットラインのことで、都道府県の他に、農林水産省や独立行政法人農林水産消費安全技術センターなどにも設置されています。

（参考：食品安全委員会資料）

## 食料自給率

国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度賅えているかを示す指標のことです。食料自給率には、重量ベース自給率、カロリーベース総合食料自給率及び生産額ベース総合食料自給率の3種類の計算方法があります。

日本においては、戦後食生活の洋風化が急速に進んだという特徴があり、この急激な変化が食料自給率を下げてきた大きな原因となっています。

(参考：農林水産省資料)

## 生乳生産管理マニュアル

酪農家が生乳生産業務を行う上で順守すべき管理基準とその手順のことです。チェックシートによる衛生管理の記帳を行うこととされています。

## 総合的病害虫雑草管理 (IPM)

Integrated Pest Management の訳語であり、病虫害の発生予察情報等に基づき、耕種的防除 (伝染病植物除去や輪作等)、生物的防除 (天敵やフェロモン等の利用)、化学的防除 (農薬散布等)、物理的防除 (粘着版や太陽熱利用消毒等) を組み合わせた防除を実施することにより、病虫害の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、その低いレベルを持続させることを目的とする病虫害管理手法のことです。

(参考：農林水産省資料)

## タ行

### DNA 検査

食品のDNAを検査すると、その塩基 (アデニン、シトシン、グアニン、チミン) 配列の違いから、表示されている品種、原産地表示等が適正であるかどうかを判断することができます。独立行政法人農林水産消費安全技術センターでは、DNA検査等によりうなぎや黒大豆などについて、国産か輸入かの検査などを行っています。

### 出前語らい

府民と府とのコミュニケーションの向上を図り、施策や業務にいかすべき府民の意見や提案を収集することなどを目的として、府民からの希望に応じ、職員が直接出向いて説明や助言、意見交換を実施するものです。

### 動物用医薬品

家畜や養殖魚などの病気の治療や予防のために使用される医薬品のことです。作用別に抗生物質、寄生虫用剤、ホルモン剤等に分けられます。

(参考：食品安全委員会資料)

## 特別栽培米

国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の基準に従い、化学肥料と化学合成農薬の使用量を地域での一般的な使用量から50%以上減らし、さらに、確認責任者の確認を受けた米のことをいいます。

## トレーサビリティシステム

記録の追跡により、ある物品（商品）の流通経路が確認できる状態をいいます。

食品では、食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に役立つものをいいます。

国産牛肉については、平成16年12月から牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に基づき、流通・小売段階までのトレーサビリティシステムを導入することが義務付けられました。

（参考：食品安全委員会資料）

## ナ行

### 農業生産工程管理手法（GAP）

GAP手法（Good Agricultural Practice）とは、農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」（プロセスチェック手法）のことです。

GAP手法（農業生産工程管理手法）は、農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法であり、このような生産工程の管理手法を我が国の多くの産地・農業者が取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことが、安全な農産物の安定的な供給、環境保全、農業経営の改善・効率化の実現につながるものです。また、生産された農産物の安全性や品質の確保等について消費者・食品事業者等の信頼を確保する上でも有効な手法となります。

### 農薬管理指導士

農薬取扱業者等のうち、農薬に関する専門的な知識を有し、農薬の取扱い及び使用に対する安全確保について強い意欲を持っている者が、講習会を受講し、かつ、認定試験に合格した場合に、京都府知事が認定しています。

## 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資し、もって農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的としています。

通称「JAS法」と呼ばれ、JAS規格制度と品質表示基準制度の二つからなります。  
(参考：食品安全委員会資料)

## 八行

### 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的としています。

## マ行

### 無承認無許可医薬品

いわゆる健康食品の中には、医薬品ではないのに、「がん」に効くといった効果効果をうたったり、医薬品まがいの広告をしたり、「やせる」と宣伝して、食品中に食欲抑制作用のある医薬品を添加したり、混入させたりしているものもあります。これらのものを無承認無許可医薬品といい、医薬品が薬事法（昭和35年法律第145号）に基づき承認許可を得てその有用性と安全性、医薬品としての品質が確認されているのに対し、これらは有用性や安全性等について審査されておらず、製造・販売することは同法違反になります。

## ラ行

### リスク

食品中にハザード（危害要因のこと。人の健康に悪影響を及ぼす原因となる可能性のある食品中の物質又は食品の状態です。有害微生物等の生物学的要因、汚染物質や残留農薬等の化学的要因、放射線や食品が置かれる温度の状態等の物理的要因があります。）が存在する結果として生じる人の健康に悪影響が起きる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）です。

(参考：食品安全委員会資料)



## リスクコミュニケーション

リスク分析の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売りなどの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができます。 (出典：食品安全委員会資料)